

平成 31 年 2 月 1 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

風しんに関する追加的対策の実施について

国民健康保険の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

風しんに関する対策については、これまでも「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）において、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成すること目指し、幅広く風しんの性質等を伝え、風しんの予防接種を早期に受けるよう働きかけてきたところです。

しかしながら、近年、風しんの患者届出数が増加しており、中でも30代から50代の男性が多いことが指摘されています。この世代の男性は、風しんに係る予防接種を受ける機会が一度もなく、風しんの抗体がない人が多いことが原因の一つとして考えられていることから、今般、別紙1のとおり予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)を改正し、別紙2のとおりこの世代の男性を対象とした追加的対策を実施することとされました。

この追加的対策において、特定健康診査と同一の機会に風しんの抗体検査を受検できるよう健診機関に対して周知することとしています。

つきましては、下記の通り、各市町村（特別区を含む。以下同じ）及び国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に対して周知を図りたいと考えていますので、下記の内容について御了知の上、貴管内市町村及び国保組合へ周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

記

1 市町村の国民健康保険担当課（部）に対する依頼事項

（1）健診機関に対する周知

風しんに関する追加的対策の対象となる男性（以下「対象男性」という。）の風しん抗体検査の受検機会拡大の観点から、健診機関に対し、対象男性が特定

健康診査と同一の機会に風しんの抗体検査を受検できるよう周知いただくこと。

(2) 被保険者に対する周知

対象男性である被保険者に対し、特定健康診査の案内送付の時に、別紙3のリーフレットを同封する等、風しんの抗体検査の受検を呼びかけていただくこと。

(3) 同市町村内の感染症対策担当課（部）との連携

追加的対策における集合契約の費用請求及び支払いについては、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に協力を依頼することとしているので、市町村と国保連との契約締結等が円滑に進むよう、感染症対策担当課（部）と連携していただくこと。

2 国保組合に対する依頼事項

(1) 健診機関に対する周知

対象男性の風しん抗体検査の受検機会拡大の観点から、健診機関に対し、対象男性が特定健康診査と同一の機会に風しんの抗体検査を受検できるよう周知いただくこと。

(2) 被保険者に対する周知

対象男性である被保険者に対し、特定健康診査の案内送付の時に、別紙3のリーフレットを同封する等、風しんの抗体検査の受検を呼びかけていただくこと。

以上